



LEGAL UPDATE

2020年6月

2020年企業法

ベトナム国会は、2020年6月17日、企業法第59/2020/QH14号(新企業法)を採択した。新企業法は2021年1月1日から施行され、現行の企業法第68/2014/QH13号(現行企業法)はそれにより失効する。以下では、新企業法の主要な点を紹介する。

① 企業設立に関する手続

企業登録手続について、新企業法では、電子媒体書類が紙媒体書類と同等の法的効力を有すると定めているため、電子媒体書類を提出した企業は紙媒体書類を提出する必要がなくなる¹。また、現行法では、会社印鑑を使用する前の印影登録手続が義務付けられているが、新企業法ではこの規定を廃止した。

② 企業の運営・管理に関する規定

新企業法は、ベトナムにおいて企業を設立し、管理する権利を有しない組織・個人として、◇認知および行動の制御が困難である個人、◇刑法によって特定の分野での運営または稼働を禁止されている商業法人である企業、を追加した。但し、これらに該当する組織・個人の具体的な要件は規定されていない。²

③ 企業解散

現行企業法では、企業登録証明書が回収された場合、会社を解散しなければならないと定めているが、他方、2019年租税管理法によれば、行政決定執行するための強制的措置の一つとして、企業登録証明書の回収措置があり、行政決定の執行後に対象企業に対し企業登録証明書が返却されるものとされていることから、上記の現行企業法の規定と必ずしも整合しない。上記の2つの規定を整合させるため、新企業法は、「企業登録証明書が回収された場合、解散する」との規定に、「税務管理法で別途規定がない限り」との留保条項を追加した。³

④ 国営企業

現行企業法は、国営企業とは、国家の資本金が会社の定款資本金の100%を占める企業であると定義しているが、新企業法は、国営企業を、国家の資本金が会社の定款資本金又は議決権付き資本の50%を超える企業と定義した。⁴

⑤ 少数株主権の要件

現行企業法上、「6か月間以上継続して普通株式総数の10パーセント以上又は会社の定款に定めるそれよりも小さな他の割合を保有する株主又は株主グループ」は、いわゆる少数株主権を有するが、新企業法では、上記の要件のうち、「6か月間以上継続して」という点を削除し、「10パーセント以上」を「5パーセント以上」に引き下げた。⁵

⑥ 持分の出資期限

¹ 新企業法第26条2項

² 新企業法第17条2項

³ 新企業法第207条1項

⁴ 新企業法第88条1項

⁵ 新企業法第115条2項



新企業法は、現行企業法と同様に、企業登録証明書が発給された日から 90 日以内に、株式・出資持分を引き受けた株主・社員は、その全額について現実の払込を行う義務があると規定するが、現物出資の場合、当該 90 日間には、対象財産の運搬および会社への所有権移転手続きに必要な期間を含まないとの例外を定めた。⁶

⑦ 議事録

現行企業法は、社員総会、株主総会、または取締役会の議長または秘書が議事録への署名を拒否した場合についての規定を置いていないが、新企業法は、当該議事録が新企業法に基づき記載しなければならないとされている内容をすべて有し、かつ、議長または秘書を除く社員総会、株主総会、または取締役会のすべての出席構成員が議事録に署名したときは、当該議事録は有効になるとの新しい規定を追加した。⁷

⑧ 一人有限責任会社の組織機構

現行企業法において、一人有限責任会社は必ず監査役を設置しなければならないと定めているが、新企業法はこの規定を廃止し、監査役の設置は必須ではなくなった。⁸

⑨ 株主の義務

新企業法は、株主に対する会社の秘密保持義務を追加した。すなわち、株主は会社の定款および法令に基づき、会社によって提供された情報を秘密として保持する義務を負い、自己の合法的な権限及び利益を守るためにのみ、会社から受けた情報を使用することができる。⁹

⑩ 株主登録簿

現行企業法では、株式の譲渡の場合、株式を譲り受けた者は、その株式譲受の情報が株主登録簿に完全に記載された時点から、会社の株主になると規定されているが、会社に対し株式登録簿登録を義務付ける規定がない。新企業法によれば、会社は、株式譲受人の要求があった場合、当該要求を受け取ってから 24 時間以内に、株主登録簿に株主変更を登録しなければならないと定めた。¹⁰

⁶ 新企業法第 47 条 2 項、第 75 条 2 項及び第 113 条 1 項

⁷ 新企業法第 60 条 3 項、第 150 条 1 項及び第 158 条 2 項

⁸ 新企業法第 79 条 1 項

⁹ 新企業法第 119 条 5 項

¹⁰ 新企業法第 127 条 7 項



ご質問は下記まで:

[ホーチミンオフィス]

岡田英之 **Hideyuki Okada** / 小林 亮 **Ryo Kobayashi** / Nguyen Thi Hong Phuc / Le Thi Bich Tram

Tel: +84-28-6299-0666

Email: **hochiminh@tmi.gr.jp**

[ハノイオフィス]

岡田英之 **Hideyuki Okada** / 小幡葉子 **Yoko Obata** / Le Phuong Lan / Nguyen Le Tram / Nguyen Thu Huyen

Tel: +84-24-3826-3826

Email: **hanoi@tmi.gr.jp**

Disclaimer: The Vietnam offices of TMI Associates presents this legal update only for the purpose of providing clients with an update of the recent legal changes in Vietnam instead of providing any legal advice or legal opinion on the same. Consequently, this legal update should not be used as legal advice for any matters in any cases for whatsoever reasons. Moreover, this legal update is drafted in compliance with the legal document(s) as mentioned herein at the date subscribed above, so such legal document(s) may amended, supplemented, replaced or abolished at the time of this legal update being read. Accordingly, it is strongly recommended to contact us for an official confirmation on the validity of the legal document(s) in question.